

Q20-1

所得控除の制度について説明してください。



A 特区における認定企業の所得を設立から10年間、40%控除する制度です。高い控除率や控除期間において、他に類を見ない制度となっています!

所得控除 (租特法60)

特区・地域	経金特区 (租特法60②)	物流特区 (租特法60①)	情報特区 (租特法60①)
共通要件	○青色申告法人であること ○平成31年3月31日まで、かつ、その事業年度終了の日までに事業認定(物流特区は特別事業認定)を受けた法人であること(Q15)		
判定① 対象地域内で設備投資 (Q2)	名護市	那覇市、浦添市 豊見城市、宜野湾市、糸満市 中城港湾新港地区 (*うるま市と沖縄市の一部)	浦添市、うるま市、 宜野座村、名護市、那覇市
判定② 対象事業(Q3)	【特定経済金融活性化産業】 金融関連産業 情報通信関連産業 観光関連産業 農業・水産養殖業、製造業等	【特定国際物流拠点事業】 製造業、こん包業、倉庫業 特定の機械等修理業 特定の無店舗小売業 航空機整備業	【特定情報通信事業】 データセンター(IDC) インターネット・サービス・ プロバイダー(ISP) インターネット・ エクスチェンジ(IX) バックアップセンター セキュリティデータセンター 情報通信機器相互検証事業
所得控除額 【計算公式】	①所得金額仮計 (別表四(25の①)×40% ②特別控除額 ①×従業員割合(*) (*)従業員割合 特区内常時使用従業員数/ 常時使用従業員総数	①所得金額仮計(別表四(25の①)と軽減所得金額(Q20-2)の いずれか少ない金額 ②特別控除額 ①×40%	
確定申告手続	○会計処理不要 ○添付:別表十(一) ○記載:別表四で減算、適用額明細書		

ここが Point

- 常時使用する従業員数は、役員及び役員の特殊関係従業員を除き、事業年度末の人数で計算を行う。(租特令36⑧)
- 法人設立前に「内国法人と実質的に同一であると認められる者」が同じ特区内において同じ事業を行っていた期間の月数は、法人設立後所得控除の適用期間10年間から控除される。「内国法人と実質的に同一であると認められる者」とは、例えば、支店形態で営業開始の後に別法人を設立した場合のその支店や、個人事業者が法人成りした場合のその個人事業者をいう。(租特通達60-1)



所得控除の別表記載例

【前提条件】					
① 法人名	株式会社ABC	④ 決算	9月30日		
② 業種	データセンター業	⑤ 所得金額	1,200万円		
③ 設立	平成28年10月1日	⑥ 情報特区の事業認定を受けた日	平成29年1月31日		

情報通信産業特別地区で事業認定を受け、所得控除を適用する場合の別表は以下のようになります。

なお、便宜上所得金額と軽減対象所得金額を同額としておりますが、軽減対象所得金額の詳細な計算方法については次頁の表をご参照下さい。

③ 沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する明細書		事業年度	28 : 10 : 1 29 : 9 : 30	法人名	(株)ABC		
地区又は地域	措法第60条第1項の表の各号又は第2項の区分 第1号(情報通信産業特別地区) 第2号(国際物流拠点産業集積地域) 第2項(経済金融活性化特別地区)	1	第1号 ・ 第2号 ・ 第2項	所得基準額の計算	所得金額仮計 (別表四[25の①])	5	12,000,000
					軽減対象所得金額	6	12,000,000
					(5)と(6)のうち少ない金額	7	12,000,000
					所得基準額 $(7) \times \frac{40}{100}$	8	4,800,000
設立年月日	2	平28・10・1	特別控除額	(1)は第2号の場合 が第1号又	9	4,800,000	
				(1)が第2 第	10		
認定法人としての認定を受けた	3	平29・1・31	控除額の項の計算	経済金融活性化特別地区内において常時使用する従業員の数	11		
				従業員割合 $\frac{(10)}{(11)}$	12		
事業種目	4	データセンター	算合	特別控除額 $(5) \times \frac{40}{100} \times (12)$	13		

別表十一(一)平成二十九・四・一以後終了事業年度分

別表四		
寄付金の損金不算入額 (別表十四(二)[24]又は[40])	26	
沖縄の認定法人の所得の特別控除額 (別表十一(一)[9]又は[13])	27	△ 4,800,000

適用額明細書区分番号		
租特法60(単体法人)		
第1項第1号 情報特区	00208	
第1項第2号 物流特区	00425	
第2項 経金特区	00544	

適用額明細書		
租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
第60条 第1項 第1号	00208	4,800,000

Q20-2

物流特区と情報特区の 軽減対象所得金額は どのように計算するのですか？



A 軽減対象所得金額の所定の様式はありません。
例として下記のような表で整理してみましょう。(租特令36⑦)

項 目	根拠条文	所 得	処理方法
該当地区で行う特定事業により生じた所得金額	租特令36③	12,000,000円	
対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	租特法59の2①、⑤		(+) or (-)
沖縄の認定法人の所得の特別控除	租特法60①、②		(+)
内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例	租特法66の7③		(-)
特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例	租特令66の9の3③		(-)
法人税額から控除する所得税額の損金不算入	法40		(-)
法人税額から控除する外国税額の損金不算入	法41		(-)
青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰り越し	法57①		(+)
青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し	法58①		(+)
会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入	法59①～③		(+)
連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益	法61の11①		(+) or (-)
連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益	法61の12①		(+) or (-)
完全支配関係がある法人の間の取引の損益	法61の13①		(+) or (-)
合併及び分割による資産等の時価による譲渡	法62②		(+) or (-)
現物分配による資産の譲渡	法62の5②、⑤		(+) or (-)
非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益	法62の9①		(+) or (-)
当該事業年度において支出した寄附金の全額	租特令36⑦		(-)
(益金) 国庫補助金、保証金、保険金等			(-)
(益金) 固定資産・有価証券の譲渡益又は評価益	租特通達60-1の2		(-)
(営業外収益) 受取配当金、受取利子、固定資産賃貸料			(-)
軽減対象所得金額		12,000,000円	